

国家戦略特区ワーキンググループ提案に関するヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 9 月 16 日 (月) 10:35~11:00
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 工藤 和美 シーラカンス K & H 株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授
委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

- 佐久間 豊 新潟県知事政策局長
池田 幸博 新潟県産業労働観光部長
渡辺 琢也 新潟県産業労働観光部産業振興課長
笠原 明夢 新潟市経済・国際部産業政策課長
小田 基史 上越市産業観光部産業振興課副課長
宮丸 克巳 聖籠町東港振興室長

<事務局>

- 川本 正一郎 内閣府地域活性化推進室長
加藤 利男 内閣府地域活性化推進室国家戦略特区総括官
富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 エネルギー戦略特区
- 3 閉会

○藤原参事官 それでは、新潟県、新潟市、上越市、聖籠町共同提案で、エネルギー戦略特区のヒアリングを始めます。

御希望により、提案資料、議事録は公開という扱いにさせていただきます。

全体が20分少々でございますので、提案者から10分程度、規制制度改革部門を中心に御説明をいただきまして、その後の質疑応答とさせていただきます。

それでは、プレゼンテーションをよろしくお願いたします。

○渡辺課長 それでは、早速、説明させていただきます。

簡単に申し上げますと、私どもの提案は、経済の中心であります太平洋側の産業の基盤でありますエネルギーのセキュリティを日本海側から強化しようというものでございます。中でも、クリーンで、かつ、シェールガス革命など言われている天然ガスに注目したものでございます。

提案の背景でございますが、今、申し上げましたように、エネルギー関連設備の多くは太平洋側に立地している。例えば、LNGの受入基地、LNGの火力発電所、こういったものはいずれもこれから太平洋側で起こると言われております首都圏直下型地震なり、南海トラフの巨大地震の災害対策地域のところに85%集中しているような状況でございます。そのうち40%が関東にあるという意味で、経済の中心であります太平洋側にエネルギーの供給基地も集中している状況でございます。

次に、東日本大震災以降、エネルギー政策というものが転換を迎えている中で、天然ガスの需要というものが非常に注目されてございます。こういったことから、エネルギーの安定かつ安価な供給による産業基盤の強化が必要であろうという認識に立っているわけでございます。日本国内、世界から見れば狭いわけではございますが、ただ、日本海側は太平洋側の地震とは無関係と言われておりますので、日本国内の色んなところから色んなところに送れるようにすることによって、経済基盤のエネルギーセキュリティを強化しようというものでございます。

翻って新潟県の強みを補足させていただきますと、全国有数の石油天然ガスの賦存地域です。具体的には、例えば、天然ガスの産出量は日本全体の70%以上が新潟県で採れます。かつ、一定の天然ガスの供給設備が既にあるということでございます。今日来ております新潟市、聖籠町、上越市には大きな港が既にあるので、そこから天然ガスパイプラインが走っているということです。東日本大震災時に仙台方面に供給したのは記憶に新しいかと思っております。

また、非常に特徴的なものとして、天然ガスが採れたがゆえに枯渇ガス田という非常に天然ガスをためるには非常にいい設備というか、天然の設備があるということです。

もう一つは、エネルギー大国と言われておりますロシアと、大消費地であります東京、関東に非常に近いということでございます。

以上のような背景及び強みを踏まえまして、以下のプロジェクト内容という形で提案させていただきます。

まず、1番目は、国内の色々なところから色々なところに送れるようにする。併せて国産資源、少ない量かもしれませんが、資源を開発しようというものでございます。一つ目

は、天然ガス、これはメタンハイドレードも含めます。今ちょうど資源エネルギー庁が日本海側、上越沖でメタンハイドレードの賦存量調査を行っておりますが、非常に賦存していることが確認されております。こういったものの開発を促進するという。そして、ロシアと新潟、これを実はLNGで運ぶよりも、ガスパイプラインで運んだほうが圧倒的に安いというような簡単な試算が出ておりますので、ロシアと新潟をできることなら日本海を横断してパイプラインを整備したいというものでございます。

それだけに限らず、色んな地域から天然ガスを受け入れられる。現時点においても、カタールなどから受け入れております。そういったことを実はもう既に各港はキャパシティがぎりぎりのところで行っておりますので、LNGの受入れを促進、保管設備等を整備するものでございます。②と③で新潟で受け入れた後は、本来の目的であります関東方面へ新潟からパイプラインで送るということで、広域ガスパイプラインを整備するというものでございます。⑤といたしまして、その際に大規模に受給を調整するためには、枯渇ガス田の利用が欠かせないと思っております。陸上のタンクによる天然ガスの貯蔵と比較しますと、大体コストが4分の1から9分の1だと言われていまして、この枯渇ガス田は、実は今、法整備がなされておられませんので、海外産のガスは利用できない状況でございますので、これを是非利用したいというものでございます。

今までずっと天然ガスのことを申し上げましたが、石油に関しましても、施設が太平洋側に集中していることには変わりございませんので、石油供給関連設備の整備ということも付記させていただいております。

あわせて、(2)のところでございますが、こういった供給ラインを作ると同時に、その周囲に天然ガスの消費を拡大する。天然ガスへの転換を図るということでございまして、例えば、高効率火力発電所だとか、重油が中心の工場において天然ガスシフトを図るだとか、天然ガスコジェネレーション、そして、天然ガスから精製される軽油代替燃料であるDMEの普及などを書かせていただいております。

あわせて、(1)と(2)を下支えする形で民間による技術開発を促進するという、大きくこの三つの構成で私どもとしては提案をさせていただいております。

さて、このプロジェクトの内容・措置内容等というスライドをご覧ください。措置内容等のところには、具体的に例えば、税制優遇だとか、あるいは規制緩和措置のことを記載させていただいております。例えば、LNGの受入れの話を上げれば、輸入手続を簡素化できる事業者の数を増加させるために、輸入手続が簡素化できるAEO制度というものがありますが、これの認定要件を緩和するだとか、あるいは国内にパイプラインを整備する際には、例えば、都市計画法や道路法、さらには、農地法の規制がございますので、こういったもの、実は電気事業だとか電気通信業だとかいうことは既に特例が認められている一方で、こういった広域ガスパイプラインには認められていないものもございまして、緩和を図っていただきたいというものを提案させていただいております。

次のページをめくっていただきますと、枯渇ガス田となってくると、先ほど申し上げま

したように、国産のガスのみ認められている利用でございます。ただ、圧倒的に海外産のガスが多いわけでございますので、海外産のガスも枯渇ガス田を利用できるような法整備を準備することを要望させていただいております。

あるいは、これもよく言われている話ですが、高効率ガスは火力発電所のための環境アセスメントの審査の短縮ということも書かせていただいております。

天然ガスコジェネレーションの導入促進のためには、電気事業法によって、1需要地1引込みというルールがございますので、電力会社以外の自営線によって天然ガスコジェネレーションで発電した電気を送ることができれば、天然ガスコジェネレーションの普及につながるだろうということで書かせていただいております。

DMEでございますが、まず、事業者にはアヒアリングいたしますと、自動車、トラックなどの用途を考えているということでございますので、この道路運送車両法などでDME自動車の規格を創設する。これは現在ございません。また、一方で、DMEを充填するようなスタンドのための技術基準というものを整備していく必要があるということで書かせていただいております。

以上、簡単ではございますが、新潟県のプロジェクト内容の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○坂村委員 これは具体的に決まっているプロジェクトがあるのですか。

○渡辺課長 資源エネルギー庁の審議会の資料によりますと、いくつかあるルートの一つということで候補として挙げられております。例えば、太平洋側の北のほうから流れてくるラインというものもございますし、新潟県から。

○坂村委員 候補の一つということですね。

○渡辺課長 そうです。委員御指摘のように国と民間事業者と、主にガス関係事業者ですけども、あるいは自治体が三者一体となってここにすることをある程度決めていかないと、ルートが全く定まらないような状況になっております。資源エネルギー庁としては広域ガスパイプラインの重要性というのは認識しているのですが、やはりセキュリティというところからどこのルートをやればいいんだということは、まだ定まっていない状況でございます。こういった特区の指定などを契機に、一つの議論のスタートができればいいのではないかと考えております。

○坂村委員 資源エネルギー庁が決めることに関して、特区が勝手に前提にするのは難しいですね。そちらとしては候補の一つになっているから、特区にすることによって、ここに決まったらいいなというふうにしたいという、簡単に言ってしまえば、そういうことですね。

○渡辺課長 そのとおりでございます。

○八田座長 要するに、往々にして官庁は非常に不当なことをやるから、ここが決まるべきなのに決まっていない。だけれども、ここに圧倒的な利点があるんだ。だから、特区でやってくれというのなら話は分かるのです。しかし、このケースでは、役所がどこにしよ

うかなと今、迷っているという状況なわけですね。

○坂村委員 それだと、ここにするための追い風にしたいから特区にと言っていることになりますね。

○渡辺課長 パイプラインに関して申し上げますと、そういうことです。

あとは、新潟県では、石油天然ガスが採れるということと、供給ルートにしても枯渇ガス田を使えるということはコスト的にも大きなメリットだと思っていますので、不当に国が選んでいないということは、全くそれはそうではございませんけれども、大きな優位性があるものですから、特区という形で申請をさせていただいた次第でございます。

○坂村委員 そちらで独自のプロジェクトがあって、選ばれようとどうだろうと絶対ここはこういうことをやるんだぞという前提があって、そのときに、何か弊害があるから取り除いてくれというのはこの特区の趣旨として分かりがよいです。だから、応援しようということになるのですけれども、独自に選ばれなかったとしても何かやるという意味はあるのですか。

○渡辺課長 そうですね。これは国と一緒にやっていかなければいけないという認識でありますので、委員の方おっしゃるとおり、またこれと別のところで決められるもののだとすれば、それを覆してどうのこうのという話ではないと思っています。

○工藤委員 整理すると、パイプラインに関しては決定していただかないと決められないという話でしょうけれども、枯渇ガス田の利用については制度的に認めていただけるみたいな話というのは、一般論になるのですか。それとも、新潟独自なのか。その法規を変えれば他でもそうなるのですか。それとも、新潟しかないのか。

○渡辺課長 枯渇ガス田というのは、圧倒的に新潟が多いわけでございます。

○工藤委員 どれくらいになるのですか。大体でいいです。半分ぐらいなのか、80%なのか。

○渡辺課長 生産量が、新潟県が70%以上を占めていますので、大体それと同じような割合だとお考えいただければと思います。

パイプラインのルートをどうするかということのみならず、ここでは枯渇ガス田の利用も法整備をしていただきたいということを申し上げているわけですので、特区の指定が私どもの提案している内容をフルパッケージでしていただくのか、あるいは枯渇ガス田の利用というものはいずれにせよいいということであれば、それだけの特区にするのか、そこは要検討かなと思っています。

○八田座長 枯渇ガス田は、規制改革のほうにも要望されているのですか。

○渡辺課長 規制改革ということではございませんが、知事から再三にわたって国に対して要望という形では行っております。

○八田座長 では、規制改革のほうにも要望されてはどうでしょうか。元々技術的に国内産のガスの枯渇の場所に外国のものを入れても問題ないというならば、全国でやればいいことのように思うのです。

○渡辺課長 そうですね。全国で適用されて、結果として新潟が圧倒的な量であるということだと認識しています。

○八田座長 それこそ規制改革でやるべきことではないかと思います。

○工藤委員 特区に指定する弾みみたいなものというのは、先ほど坂村委員がおっしゃったようなことになるのか、それ以外にもっとあれば、包括的に特区ということでのメリットがあれば、それを教えていただきたいです。

○渡辺課長 基本的には、エネルギーの受入れ、国内への供給ポイントということで特区として要望しておりますので、供給ラインを新潟にということで要望しておりますので、その指定以外に何か弾みをとすることは。

○工藤委員 それが重要ということですね。

○渡辺課長 はい。

○八田座長 それでは、どうもお忙しいところありがとうございました。